

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年7月23日
【会社名】	株式会社ダイイチ
【英訳名】	DAIICHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 達雄
【本店の所在の場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画IR兼経理担当 川瀬 豊秋
【最寄りの連絡場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画IR兼経理担当 川瀬 豊秋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,597,596,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,716,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成25年7月23日(火)開催の取締役会決議に基づくものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、割当予定先による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過しかつ公正取引委員会により排除措置命令等本第三者割当による新株式の発行を妨げる措置又は手続がとられていないことが条件となります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,716,000株	1,597,596,000	798,798,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,716,000株	1,597,596,000	798,798,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、798,798,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
931	465.5	100株	平成25年8月26日(月)	-	平成25年8月26日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われな

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ダイイチ 企画IR部	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 帯広支店	北海道帯広市西2条南10丁目17番地1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,597,596,000	32,000,000	1,565,596,000

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、弁護士報酬、ファイナンシャル・アドバイザー費用、登記関連費用及び有価証券届出書作成費用等を予定しております。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当による、上記の差引手取概算額1,565,596,000円については、下記のとおり店舗の新設資金に充当する予定であります。当該投資は、今後集客の期待されるエリアに新店を構えることにより、北海道内における当社の経営基盤を強化するとともに、売上高の増大に加えて規模の拡大による購買・物流コストの全社的な低減に繋がるなど、当社の成長の推進を図るものであります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
店舗(札幌市清田区)の新設 (建設費、建設協力金、備品購入等)	580,000,000	平成25年11月上旬
店舗(河東郡音更町)の新設 (建設費、建設協力金、備品購入等)	470,000,000	平成25年11月中旬
店舗(札幌近郊)の新設 (建設費、建設協力金、備品購入等)	515,596,000	平成26年8月頃

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社イトーヨーカ堂
	本店の所在地	東京都千代田区二番町8番地8
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 亀井 淳
	資本金	40,000百万円
	事業の内容	主として、スーパーストア事業
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年7月23日現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

スーパーマーケット業界におきましては、自宅で食事を済ませる内食志向の高まりなどの追い風があったものの、コンビニエンスストアやドラッグストアなど、業種の垣根を越えた競争の激化に加え、雇用の継続や年金問題などの将来不安により、消費者の節約志向と低価格志向が根強く、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社は、鮮度にこだわり地域に密着したスーパーマーケットとして、帯広市、旭川市及び札幌市を中心に店舗展開を行っております。お客様に安心して安全な商品を提供し続けることで、お客様からの高い支持と信頼をいただけるよう取り組んでおります。

また、当社は、「消費者の毎日の食生活を豊かにするためのお手伝いをする」という、スーパーマーケットの社会的役割を果たすため、お客様の「普段の食生活の向上」をキーワードに商品の品質・鮮度の向上、品揃えの強化、接客サービスの向上等を重点目標とし、お客様の暮らしに欠かすことのできない店作りを通じて、売上の拡大と利益の追求を図ってまいりました。

近時では、店舗オペレーションの改善による販売力強化、商品開発による商品力強化、競合店対策と販売促進企画の強化、既存店のリニューアル推進、従業員教育の充実によるサービスレベルの向上など、スピードを上げて着実に進めてまいりました。

一方、株式会社イトーヨーカ堂（以下「イトーヨーカ堂」といいます。）は、お客様の立場に立った流通サービスの創造を目指し、お客様の信頼と期待にお応えする質の高い商品・サービスの提供に全力を注いでおります。そのために、毎日の売場での接客を強化し、お客様とのコミュニケーションを図るとともに、「変化への対応と基本の徹底」をスローガンとして掲げ、お客様のニーズを積極的に取り入れ、新たな商品づくり、売場づくりに取り組んでおります。

当社とイトーヨーカ堂はこれまでも北海道における事業のあり方について幅広く意見を交わして来ましたが、その中で両社の企業風土が近く、スーパーマーケットの運営方針に共通点が多いことから、両社は北海道における最適なパートナーであり、提携関係を築くことによって、両社の更なる成長に繋がれるとの考えに至りました。加えて、当社は北海道内における当社の経営基盤を強化し、当社の成長の推進を図るための新店計画を策定しておりましたが、イトーヨーカ堂との業務提携に加えて同社との資本提携によって資金を調達し、当該資金を店舗の新設資金に充当することが当社の財務基盤の強化に寄与するものであり、もって、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上に繋がるものであると判断いたしました。

この度の業務・資本提携（以下「本提携」といいます。）は、北海道内における強固な経営基盤の構築を通じて、店舗網の拡充、経営の効率化及び競争力の強化を図るものです。同時に、商流、物流や商品企画力といった両社の経営資源を最大限に活用して、「お客様の毎日の食生活を、より楽しく、より豊かに、より便利にするためのお手伝いをする」とともに、これまで以上の成長戦略を推進するものであり、両社の更なる発展と成長を可能とし、企業価値の向上に寄与するものと捉

えております。

そこで、当社は、イトーヨーカ堂との間で、平成25年7月23日付で業務・資本提携契約及び株式引受契約（以下、総称して「本提携契約」といいます。）を締結し、イトーヨーカ堂に対して、本第三者割当により新株式を発行することといたしました。

なお、当社とイトーヨーカ堂は、商品の共同調達による原価低減、商品の共同開発による集客力の一層の向上、物流・インフラの相互活用、資材の共同調達によるコストの削減、相互の人材交流を通じた接客サービスの更なる向上、店舗運営のノウハウ共有等の施策を実施し、業務提携の効果を追求してまいります。業務提携の具体的な方針及び内容等につきましては、今後、両社の間で協議を行う予定です。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,716,000株

e 株券等の保有方針

イトーヨーカ堂は、当社の戦略的パートナーとして当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。また、イトーヨーカ堂は、本第三者割当の実行により当社の筆頭株主になるため、安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、イトーヨーカ堂から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び証券会社制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

イトーヨーカ堂の直近の財務諸表から売上高、総資産額、純資産額及び現預金の額等の状況を確認した結果、イトーヨーカ堂は本第三者割当の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。さらに、本提携の一環として行われるものであること、並びに本提携契約により本有価証券届出書の効力発生等を条件に本第三者割当の払込みが義務付けられる点に鑑みると、本第三者割当の払込みについては確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当先であるイトーヨーカ堂は、東京証券取引所第一部に上場しております株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「7&iHD」といいます。）の100%子会社であります。当社は、7&iHDが東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況、及び2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載されている「1. 当社及び当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。及び2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、上記内部統制システムに関する取締役会決議のほか、「セブン&アイHLDGS. 企業行動指針」において、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する旨を定めています。」との内容を確認しているとともに、イトーヨーカ堂、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係が無いことを確認しており、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対して「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年7月22日）の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）における当社普通株式の終値である931円をもって発行価額といたしました。

この発行価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日から1ヵ月間さかのぼった期間のJASDAQ市場における終値単純平均値904円に対し3.0%のプレミアム、同直前営業日から3ヶ月間さかのぼった期間のJASDAQ市場における終値単純平均値902円に対し3.2%のプレミアム、同直前営業日から6ヶ月間さかのぼった期間のJASDAQ市場における終値単純平均値833円に対し11.8%のプレミアムとなっております。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準といたしました理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり、基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当の払込金額を含む発行条件について、合理性があると判断したものであります。

なお、本第三者割当に関する取締役会決議に出席した監査役全員からも、当社の判断と同様の理由により、特に有利な払込金額に該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、イトーヨーカ堂に対して普通株式1,716,000株(議決権17,160個)が割当てられることにより、当社の平成25年3月31日現在の発行済株式総数4,003,320株(総議決権数39,958個)に対して42.86%の割合(総議決権に対する割合42.95%)で希薄化が生じることとなります。また、本第三者割当により、イトーヨーカ堂及びイトーヨーカ堂の完全親会社である7&iHDは、当社のその他の関係会社に該当する予定です。

しかし、当社は、前述のとおり、本第三者割当を伴う本提携のもと、イトーヨーカ堂が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となるとともに、商品の共同調達による原価低減、商品の共同開発による集客力の一層の向上、物流・インフラの相互活用、資材の共同調達によるコストの削減、相互の人材交流を通じた接客サービスの更なる向上、店舗運営のノウハウ共有等の施策を行うことにより、スーパーマーケット事業を大きく成長させ、もって、当社の企業価値を向上させることが可能となると考えております。

従って、本第三者割当が将来的には既存株主の皆様の利益向上に繋がるものであることを考慮すれば、本第三者割当による発行株数及び希薄化の規模については、合理的な規模であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年3月31日現在の当社の発行済株式総数4,003,320株に係る議決権総数は39,958個であり、本第三者割当により発行される新株式1,716,000株に係る議決権数は17,160個となりますので、当該新株式数の発行済株式総数に対する割合は42.86%、当該新株式数に係る議決権数の議決権総数に対する割合は42.95%となり、本第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じます。従いまして、本第三者割当による新株式発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8 番地 8	-	-	1,716	30.04
ダイイチ取引先持株会	北海道帯広市西20条南 1 丁目14 番地47	233	5.83	233	4.08
小西 典子	北海道帯広市	188	4.71	188	3.29
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り 1 丁目 2 - 26	176	4.42	176	3.09
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西 3 丁 目 7	170	4.25	170	2.98
若園 清	北海道帯広市	121	3.03	121	2.12
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲 2 丁目10 - 17	115	2.88	115	2.02
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 - 5 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12)	100	2.52	100	1.76
小西 保男	北海道帯広市	99	2.50	99	1.75
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区有楽町 1 丁目13 - 1 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12)	86	2.16	86	1.51
計	-	1,291	32.31	3,007	52.65

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 上記割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の株主名簿記載の各株主の所有株式数に、本第三者割当により発行される普通株式の数を加算して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び大規模な第三者割当増資による既存の株主への影響についての取締役会の判断

上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、消費者の節約志向と低価格志向が根強く依然として厳しい経営環境が続くスーパーマーケット業界において、北海道内における強固な経営基盤の構築を通じて、店舗網の拡充、経営の効率化及び競争力の強化を図るためには、当社とイトーヨーカ堂の経営資源を最大限に活用することが必要と判断いたしました。

ただし、本第三者割当により発行される新株式に係る議決権の数は17,160個であり、平成25年3月31日現在の当社の総株主の議決権数39,958個に対する割合は42.95%に相当することから、短期的には、持分割合の希薄化及び当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、本第三者割当を伴う本提携によって、イトーヨーカ堂が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となるとともに、商品の共同調達による原価低減、商品の共同開発による集客力の一層の向上、物流・インフラの相互活用、資材の共同調達によるコストの削減、相互の人材交流を通じた接客サービスの更なる向上、店舗運営のノウハウ共有等の施策を行うことにより、スーパーマーケット事業を大きく成長させ、もって、当社の企業価値を向上させることが可能となると考えております。従いまして、本第三者割当が将来的には既存株主の皆様の利益の拡大に繋がるものであることを考慮すれば、本第三者割当による新株式の発行株数及び希薄化の規模については、合理的な規模であると判断いたしました。また、本第三者割当により調達した資金で成長投資を行うことにより、当社の競争力及び収益力を向上させることが可能となると考えております。

また、資金調達の方法については、当社の財務体質の強化と経営の効率化を図るため、借入や社債発行等の負債性の資金調達ではなく、株式の発行による資金調達を行うべきであると判断しました。また、株式の発行方法については、公募増資やライツ・オファリングといった方法もありますが、イトーヨーカ堂が有する高い競争力及び信用力を享受することが当社の競争力向上及び収益力向上に向けて必要不可欠であることから、当社は第三者割当の方法を採用すべきと判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定、及び札幌証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手または当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

そこで、当社は、当社及びイトーヨーカ堂との間に利害関係のない社外有識者である弁護士神戸俊昭氏、弁護士平田唯史氏、弁護士福田惇紀氏の3名によって構成される第三者委員会に、本第三者割当に関する諮問を行いました。当社は、第三者委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本第三者割当に係る募集株式発行の目的及び理由（割当先の選定理由を含みます。）、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関して詳細に説明を行い、第三者委員会はこれを踏まえて慎重に審議・検討を行いました。

その結果、第三者委員会は、当社の取締役会に対して、本第三者割当増資は、当社が事業を拡大する上で必要な投資計画を用途とする資金調達のために行われるものであり、資金調達額は投資計画に見合う合理的な金額であること、本提携は当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、業務提携を前提とした本第三者割当増資は、資金調達の方法及び割当先選定の点において相当性が認められること、本第三者割当増資が当社の中長期的な企業価値向上に繋がり、将来的には既存株主の利益向上に繋がる可能性を考慮するなら希薄化の規模が合理的であること等から本第三者割当の相当性があると認められる旨の平成25年7月23日付の意見書を提出しております。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、第三者委員会から提出された答申を最大限尊重して、当社企業価値の向上及び当社株主利益の確保その他本第三者割当に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第58期）及び四半期報告書（第59期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月23日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について追加がありました。以下の内容は、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものです。

なお、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が含まれますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年7月23日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

(1)～(8)略

(9) 株式の希薄化について

本第三者割当により新規発行する株式1,716,000株は、平成25年3月31日現在当社の発行済株式総数4,003,320株の42.86%（新株式発行後の発行済株式総数の30.00%）にあたり、当該新規発行株式が発行された場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があり、この結果当社株価にも影響を及ぼす可能性があります。

(10) 本提携について

本提携は、当社の財務体質を強固なものにし、且つ、商品の共同調達による原価低減、商品の共同開発による集客力の一層の向上、物流・インフラの相互活用、資材の共同調達によるコストの削減、相互の人材交流を通じた接客サービスの更なる向上、店舗運営のノウハウ共有等の施策を行うことにより、スーパーマーケット事業を大きく成長させ、もって、当社の企業価値を向上させることが期待されます。しかしながら、本提携に沿った提携が具体的に実行されるとの保証はなく、またかかる提携が実行された場合でも、万一、当社の期待する経済的効果が得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第58期）の提出日（平成24年12月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月23日）までの間において、以下の臨時報告書を北海道財務局長に提出しております。
その報告内容は下記のとおりです。

平成24年12月26日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成24年12月21日開催の当社第58期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年12月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額59,962,365円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年12月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、小西保男、鈴木達雄、若園清、川瀬豊秋、中本泰廣、笹井俊治、内藤龍信を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、堀内健三を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	32,510	20	697	(注)1	可決(97.84%)
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
小西 保男	32,518	12	697		可決(97.87%)
鈴木 達雄	32,517	13	697		可決(97.86%)
若園 清	32,518	12	697		可決(97.87%)
川瀬 豊秋	32,513	17	697		可決(97.85%)
中本 泰廣	32,518	12	697		可決(97.87%)
笹井 俊治	32,492	38	697		可決(97.79%)
内藤 龍信	32,517	13	697		可決(97.86%)
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
堀内 健三	32,505	25	697		可決(97.83%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3. 株主総会当日に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、閉会後における当該株主からの議決権行使結果確認書の提出による確認に基づくものであり、必ずしも正確な数値とは限りません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

3 最近の業績の概要

第59期第3四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年6月30日)の業績の概要

第59期第3四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年6月30日)における業績の見込みは以下のとおりであります。

下記の数値については、決算処理確定前の暫定数値であり、変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査法人の四半期レビューも受けておりません。

(単位:百万円)

	売上高
第59期第3四半期連結累計期間	24,167

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第58期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月25日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第59期第2四半期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	平成25年5月14日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月10日

株式会社ダイイチ
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五百蔵 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイイチの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイイチ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月21日

株式会社ダイイチ
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員 公認会計士 藤田 和重 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 政近 克幸 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイイチの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイイチ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダイイチの平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ダイイチが平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月21日

株式会社ダイイチ
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和重 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイイチの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイイチの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。